

平成29年度補正予算小規模事業者持続化補助金のご案内

〈販路開拓等に関する費用の2/3（上限50万円）を助成します。〉

小規模事業者が、商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助する「小規模事業者持続化補助金」が公募されています。

公募期間は平成30年5月18日（金）までです。

この補助金は新たな顧客獲得のための広告宣伝費、集客力を高めるための店舗改装費、新商品の開発、商談会・展示会への出展・商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更のためのデザイン費などが対象です。

当会では、申請に係る個別相談を以下のとおり開催いたします。ご希望の方は事前にご連絡くださいますようお願いいたします。なお、補助金申請以外の相談も対応しますのでお気軽にお申込みください。

【相談窓口開設日】

- 期 間 平成30年4月16日（月）～5月10日（木）の平日
午前9時～午後4時
但し、事前にご予約くださいますようお願いいたします。
事前にご連絡いただけない場合対応できないことがあります。
※ 相談窓口開設日以外の相談も随時承りますのでご連絡ください。

- 対応者 紫波町商工会職員
- 連絡先 紫波町商工会 花坂・目黒
電話：019-672-2244 FAX：019-672-2316
- 公募に関する資料は、岩手県商工会連合会ホームページからダウンロードできます。

※ 事業実施期間 事業採択日から平成30年12月31日（月）までの間です。

※ 補助金はいつもらえますか？

事業を完了（補助対象支払いまで含む）後、30日を経過する日、または実施期限の10日後に実績報告書を提出しなければなりません。この実績報告書に基づき補助対象経費として適正に支出されているか確認の上、補助金確定通知書（約1ヶ月位）が到着以降、随時精算手続きに入ります。それまでの事業費は事業所が立替えることとなります。

※ 対象となる経費はどのようなものですか？

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、委託費、外注費です。補助対象経費として支出する場合、各費目について細かな制限等がありますので、募集要領を確認いただくとともに、個別にご相談ください。

FAX：019-672-2316（切り取らずにFAXしてください）

事前相談予約票

事業所名			
電話番号		FAX番号	
業種		従業員数	

※FAXで送信いただいた場合、日程調整のご連絡をさせていただきます。